

- 令和5年度における薬局機能情報の定期報告は、厚生労働省のシステム「G-MIS」から報告を行うこととなります。各薬局において、令和5年度中にG-MISのアカウントを申請・取得の上、令和6年1月から3月に定期報告を実施いただきます。

